

介護予防通所リハビリテーション利用料金表 【負担割合 1割用】

(3級地)

三鷹市牟礼老人保健施設はなかいどう

●基本料金

(単位:円)

要介護度	介護保険対象 (月額)	介護保険対象外 (日額)
	一部負担額 ※1	食費 ※2
要支援 1	1,942	720
要支援 2	4,092	

※ 1 介護予防通所リハビリテーション費、サービス提供体制強化加算(I)イの合計額

月の途中に介護予防短期入所療養介護を利用された場合等は、日割り計算となり、介護保険制度に基づく算定基準により算出した金額となります。

※ 2 食費は、1日分(昼食(おやつを含む))の定額料金です。

●加算料金

(1) 該当した場合に加算される料金です。

(単位:円)

介護保険対象			
算定項目	内 容		一部負担額
運動器機能向上加算	運動器の機能向上を目的としてリハビリテーションを行った場合		244
リハビリテーションマネジメント加算	おおむね3月ごとにリハビリテーション計画を更新する等した場合		357
生活行為向上 リハビリテーション実施加算	1	生活行為向上のための計画を定めて、支援した場合(利用開始日の属する月から3月以内)	975
	2	生活行為向上のための計画を定めて、支援した場合(利用開始日の属する月から3月超6月以内)	487
事業所評価加算	利用者の要支援状態の維持・改善の割合が一定以上となった事業所として評価された場合		130
介護職員処遇改善加算 I	当施設が介護職員の賃金改善等を実施している事業所としての基準に適合した場合 (1月あたりの所定単位数の4.7%の単位数)		利用単位数 による
介護職員等特定処遇改善加算 I	当施設が介護職員の賃金改善等を実施している事業所としての基準に適合した場合 (1月あたりの所定単位数の2.0%の単位数)		利用単位数 による

1月につき

※ 上記以外にも介護サービス費の算定基準による料金が加算される場合がございます。

※ 一部負担額につきましては、基本料金と加算料金を合わせて1月分の利用料金を算出するため多少の誤差が生じます

※ 施設が所在する三鷹市は、介護保険制度上の3級地に該当し、この地域区分に基づいた金額です。

(2) 希望した場合に加算される料金です。

(単位:円)

介護保険対象外			
項 目		料 金	単 位
おむつ等	テープ式	100	1個につき
	パンツ式	70	
	パット	30	
文書料	医療情報提供書	3,000	1通につき
	その他証明書類等	4,000	
日常生活品費	身の回り品として、日常生活に必要なものの費用	実費	1式につき
教養娯楽費	教養娯楽や行事にかかる材料費	実費	

※ 上記以外にも実費相当額のご負担をいただく場合がございます。